

経営強化指導計画

【山梨県民信用組合】

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第33条)

2021年6月



全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	· · · · 1
1. 前経営強化指導計画の総括	· · · · 2
2. 経営強化指導計画の実施時期	· · · · 3
3. 経営指導方針	· · · · 3
4. 経営指導の内容	· · · · 4
(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導	
(2) 従前の経営体制の見直しその他責任ある経営体制の確立に関する事項 への指導	
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性 化に資する方策への指導	
5. 経営指導体制の強化	· · · · 6
6. 経営指導のための施策	· · · · 7
(1) 経営強化計画の進捗管理	
① 経営強化計画履行状況報告	
② 経営強化指導計画履行状況報告	
(2) モニタリング、ヒアリング	
① オフサイト・モニタリング	
② 協議、ヒアリング	
③ 出向者協議会	
(3) 経営改革協議会	
(4) 監査機構による検証・指導	
(5) 計画達成に必要な措置	
① 人的支援の実施	
② 事業再生支援へのサポート	
③ 資金運用サポートの実施	
7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容	· · · · 13
(1) 劣後信託受益権の額及び内容	
(2) 算定根拠	

【はじめに】

当会では、山梨県民信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるという認識の下、2009年9月に当会の資本増強支援を行うにあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用いたしました。

こうした資本増強により、山梨県民信用組合の財務基盤の充実と金融仲介機能の強化が図られ、これまで以上に地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する信用供与の維持・拡大と各種サービスの向上がなされることとなりました。

山梨県民信用組合の主たる営業地域である山梨県の経済状況につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制された状態が続いており、一部には持ち直しの動きがみられるものの、飲食業や宿泊業、観光業を中心に、主たる取引先である中小規模事業者や個人事業主の皆様方にとっては、依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、山梨県民信用組合は、お取引先への変わらぬサポートを通じて、地域経済の活性化に寄与することが基本的かつ不変の使命であると認識し、円滑かつ持続性ある資金供給への取り組みに努めています。

このため、当会といたしましては、山梨県民信用組合が、地域の中小規模事業者や個人の皆様に対しまして、充実した金融仲介機能の発揮を通じて地域経済の再生・活性化に資することができるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「経営強化指導計画」に基づく強力な指導を含め、山梨県民信用組合に対する全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 前経営強化指導計画の総括

当会では、2018年4月から2021年3月までの3か年において、前経営強化指導計画に基づき、山梨県民信用組合の計画達成に向けた取り組みへの指導を行ってまいりました。

この間、山梨県民信用組合は、2019年3月期のコア業務純益が、有価証券利息配当金の増加や預金利息の減少に加え、経費の削減により7期振りの増益となった一方で、与信関連費用のほか、20年国債の売却損、繰延税金資産の全額取り崩しを計上し、当期純利益は3期連続の赤字となりました。

2020年3月期は、経営効率化への取組みなどにより経費削減に努めたものの、貸出金利息の減少など収入面での落ち込みをカバーすることができず、コア業務純益が更なる減益となったことに加え、抜本的な不良債権処理に伴う費用を計上したことにより、4期連続の赤字決算となりました。

2021年3月期は、低利のコロナ関連融資残高の増加に伴い貸出金利回りが低下し、貸出金利息が減収となった一方で、前年度に実施したリストラの効果による経費の減少や、預け金利息の増加によりコア業務純益は増益となりました。ただし、計画に対しては未達であったほか、前年度に続き抜本的な不良債権処理を実施し多額の費用を計上したことなどにより、当期純利益は5期連続の赤字となりました。

また、収益性を示すコア業務純益だけではなく、効率性を示す業務粗利益経費率といった指標についても計画目標に届きませんでした。

このような計画と実績との乖離については、ヒアリング等の事後管理を通じた実態把握を進め、山梨県民信用組合に対する管理・指導の専担部署を通じて把握した山梨県民信用組合の経営課題等に対する認識の共有化、改善に向けた意識強化及び実効性ある取り組みに係る指導・助言についてスピード感を欠いたものと認識しております。

ただし、当会では、山梨県民信用組合の収益力強化・資産健全化に向けては、組織体制や店舗戦略の見直しを含む抜本的な経営改革の実行が必要であるとの観点から、継続して、山梨県民信用組合と具体的な対応策の協議を進めました。

その結果、山梨県民信用組合は、組織体制・店舗形態の見直しや営業人員の増強による対面・訪問営業の拡充等を図り、将来に亘る強固な経営基盤の確保と金融サービスの維持・向上を実現するための、「経営改革プラン」(第4次経営強化計画のベース)を策定し、具体的な取り組みに着手してまいりました。

当会では、事後管理対応の充実化を図るべく、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を管理・指導の専担部署とし、山梨県民信用組合の管轄営業部店と連携して、ヒアリング、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行うとともに、本部各部とも連携し、リスク管理・運用面を含めたサポート体制の整備・強化に取り組んでまいりました。引き続き、より詳細なヒアリング等を通じて経営強化計画の進捗管理に努めていくとともに、

共通した課題認識の醸成及び具体的な改善策の検討、実効性ある施策実施に繋げていくための時宜を得た指導・助言に取り組んでまいります。併せて、当会と山梨県民信用組合で構成・設置した「経営改革協議会」を通じ、これまで以上に密接な連携を図ってまいります。

これらの取り組みを通じ、山梨県民信用組合の生産性・収益力の向上や信用供与の円滑な実施、お客様に対するサービス充実に向けた各種施策の確実な履行に繋げていくとともに、その実効性については専担部署で検証・指導してまいります。また、課題等に応じまして他部署と連携したサポートに取り組んでまいりますほか、必要に応じて外部人材・ノウハウの活用を含めた指導・助言を講じ、経営強化計画の達成を図ってまいります。

2. 経営強化指導計画の実施時期

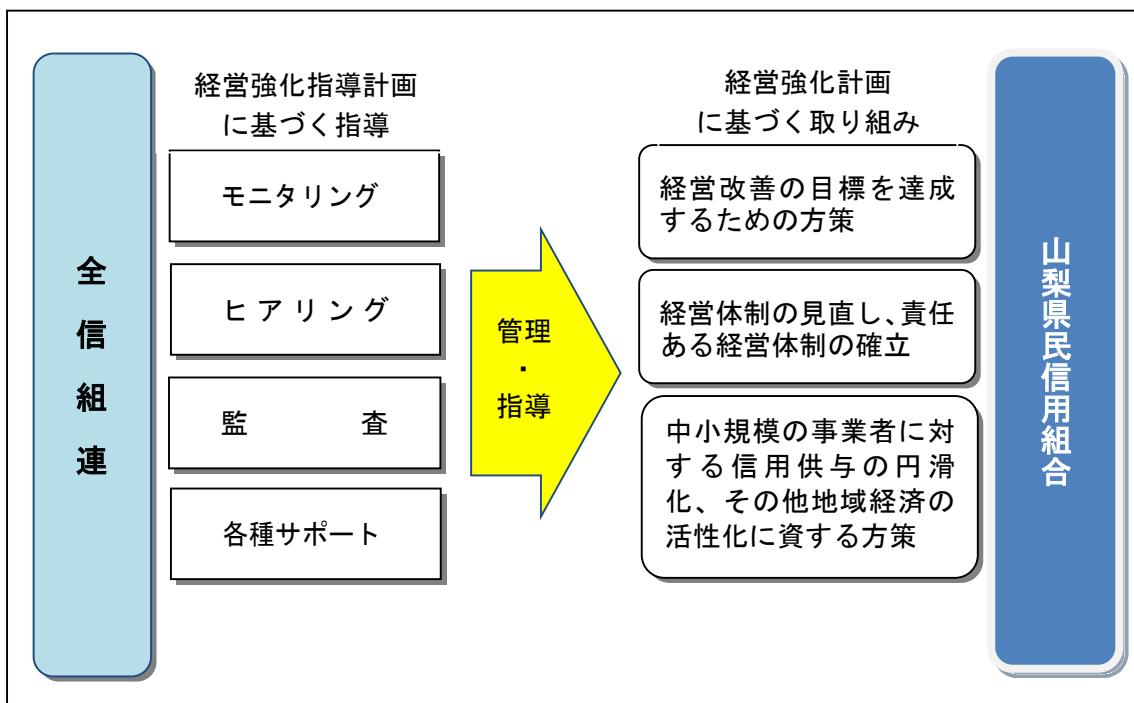
山梨県民信用組合が金融機能強化法第33条第1項の規定に基づき策定する経営強化計画の実施期間は、2021年4月より2024年3月までであることから、当会は、金融機能強化法第33条第2項の規定に基づき2021年4月より2024年3月までの経営強化指導計画を策定し、山梨県民信用組合の経営強化計画の円滑な実施のサポートに努めてまいります。

なお、今後計画に記載された事項につきまして重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 経営指導方針

当会では、金融機能強化法の活用にあたり、定期的なモニタリング、ヒアリング及び全国信用組合監査機構（以下「監査機構」という。）の監査などによる管理・指導の取り組みを更に強化し、山梨県民信用組合の経営強化計画の着実な履行をサポートするとともに、中小規模事業者への金融円滑化や地域経済の活性化に向けた取り組みについて、適時・適切に指導してまいります。

また、当会は、山梨県民信用組合が経営強化計画に沿って確実に利益剰余金の積み上げを図り、優先出資の返済が計画どおりなされるよう、指導専担部署による進捗管理など最大限の指導を行ってまいります。



4. 経営指導の内容

(1) 経営の改善の目標を達成するための方策への指導（各種リスク管理強化の状況、自己資本の充実を含む）

経営改善の目標達成（各種リスク管理強化の状況、自己資本の充実を含む）のための方策については、経営強化計画に掲げる各種施策の実施により、財務・収益体質および健全性の改善・安定化が図られるよう、管理・指導の専担部署において、モニタリング、ヒアリング等を通じ、施策の実施状況を的確に把握し、実効性の分析・評価を行った上で、当会の経営陣に報告するとともに、山梨県民信用組合への指導・助言について、双方向での議論を進め、着実な履行内容の確認、取り組みが不芳となった場合の要因分析を行うほか、当会の経営陣と山梨県民信用組合の経営陣との個別面談・協議による経営強化計画の検証と基本方針への指導・助言を行ってまいります。

(2) 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項への指導

責任ある経営体制の確立に向け、当会からの役員等の派遣を必要に応じて継続するとともに、組合役員や重要施策を担う所管部署長等との面談や監査機構監査等を通じて、ガバナンスやリスク管理体制の強化に向けた指導・助言を行ってまいります。

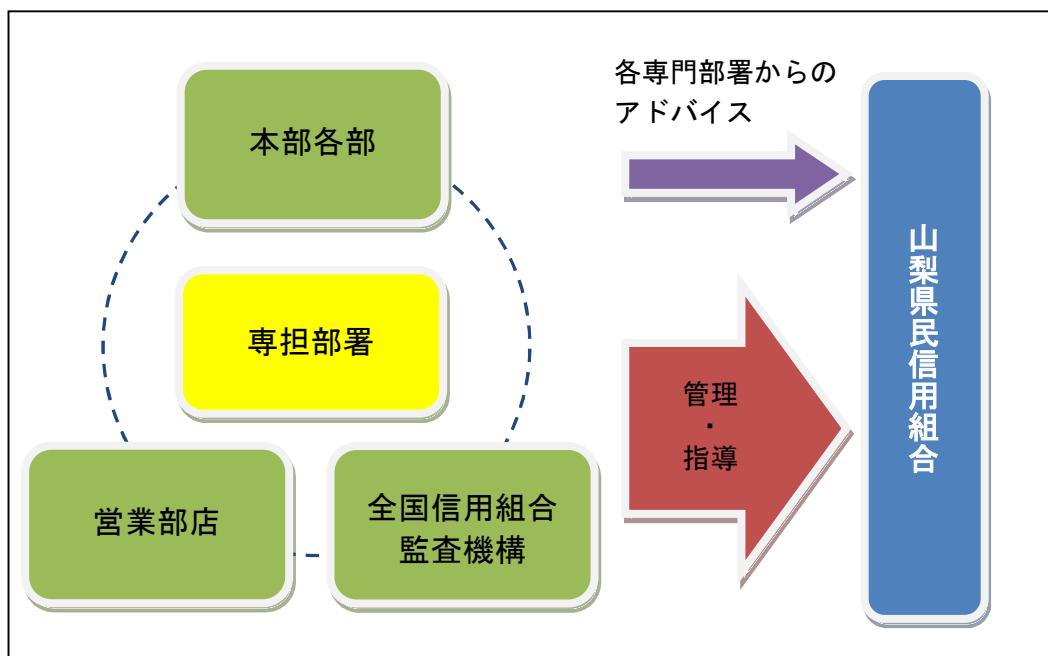
(3) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化、その他地域経済の活性化に資する方策への指導

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化と地域経済の活性化に資するため、各種施策の実施状況及び実績の把握に努めるとともに、他信用組合の成功事例の提供などを通じて、これまで以上に地域の中小規模事業者への円滑な資金供給や充実した金融サービスの実施が図られるよう指導・助言を行ってまいります。

5. 経営指導体制の強化

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理対応の充実化を図るため、管理・指導の専担部署を設置し、経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

専担部署では、山梨県民信用組合の各取り組みについて多方面からの検証と、経営強化計画の達成に必要な措置を適切に実施するため、全国信用組合監査機構、本部各部及び山梨県民信用組合の管轄営業部店と連携し、山梨県民信用組合に対するサポートに取り組み、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行ってまいります。



6. 経営指導のための施策

(1) 経営強化計画の進捗管理

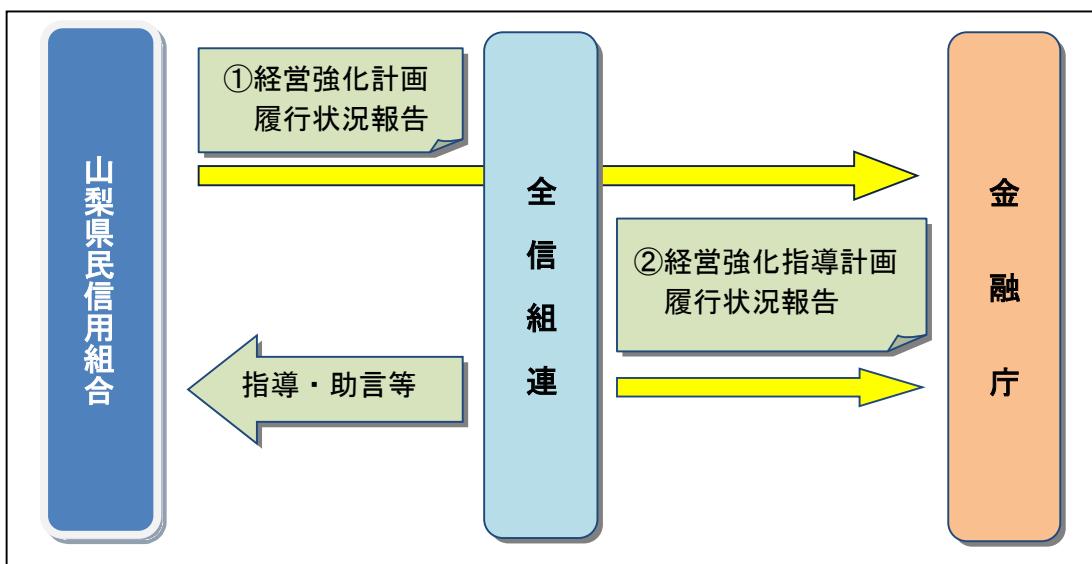
当会は、山梨県民信用組合の経営強化計画について、定期的な報告等を通じて、計画の進捗状況の管理を行うとともに経営状況の把握に努め、計画達成に必要な指導・助言を行ってまいります。

① 経営強化計画履行状況報告

山梨県民信用組合が金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として作成する「経営強化計画履行状況報告」の提出を受け、進捗状況の分析、問題点の把握を行い、改善策の検討等を行ってまいります。

② 経営強化指導計画履行状況報告

当会は、金融機能強化法第31条第1項に基づき、3月末、9月末を基準日として、本経営強化指導計画の履行状況を金融庁へ報告いたします。

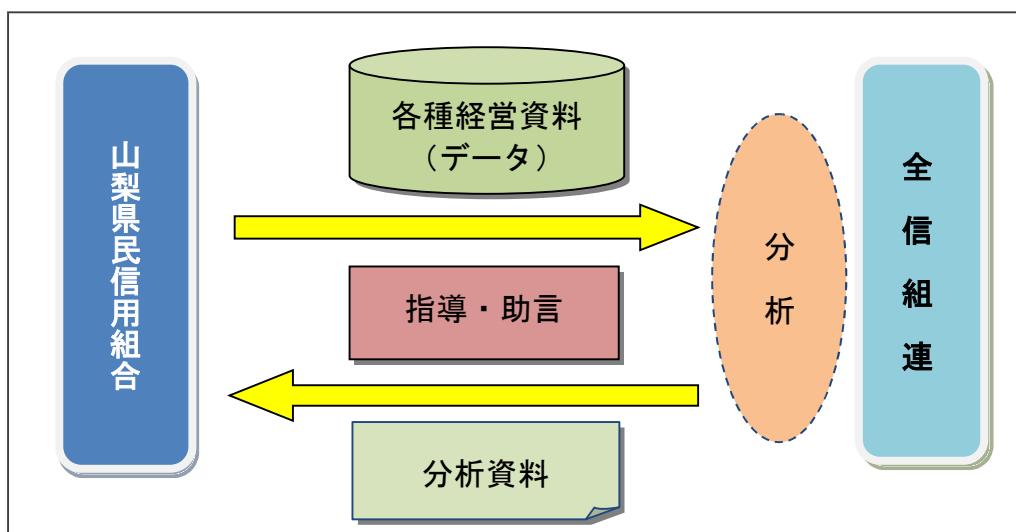


(2) モニタリング、ヒアリング

① オフサイト・モニタリング

経営強化計画の着実な履行のためには、課題・問題点の早期発見と適切な対応が必要となります。

当会は、山梨県民信用組合から定期的（日次、月次、半期、年次）に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、計画の達成に向けた指導・助言を行ってまいります。



a. 日次モニタリング（流動性リスク分析）

日次で預金、貸出金の推移や現金、預け金等の状況を把握するとともに、流動性の状況を検証し、必要に応じて対応策等を協議・実施いたします。

b. 月次モニタリング（有価証券リスク分析）

月次で有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクの状況等について検証するとともに、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

c. 半期モニタリング（与信リスク管理、有価証券リスク分析）

半期ごとに大口先や業種別の与信状況を把握し、金額の推移、保全やポートフォリオの状況等について検証するほか、有価証券の評価損益及び感応度（リスク）を把握のうえ、自己資本（健全性）に与える影響等について検証し、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

d. 経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析にあたり、信用組合業界における預金量規模別や業態別の比較や問題点を取りまとめた資料を提供するとともに、収益シミュレーション資料の作成、還元を行い、問題認識の共有を図り、必要に応じて指導・助言を行ってまいります。

〔分析の内容〕

経営基盤分析、資産内容分析、収益性分析、自己資本分析

② 協議、ヒアリング

定量的な経営状況把握（オフサイト・モニタリング）では掴みきれない経営上の課題・問題点等を定期的・階層別のヒアリング等の実施により把握し、適切な指導・助言を行うことにより計画の達成に向けた各取り組みをサポートしてまいります。

ヒアリング等の体系図

強化計画の基本方針
(山梨県民信組:理事長等)

⇒トップとの協議

強化計画全般
(役員等)

⇒月次ヒアリング

強化計画の重要施策
(営業推進部・債権管理部等)

⇒所管部署別ヒアリング

強化計画の実行・進捗管理
(本部・営業店)

⇒出向者協議会
⇒監査機構監査のフォロー
アップヒアリング

a. トップとの協議

理事長をはじめとした当会の経営陣による山梨県民信用組合の経営陣との個別面談・協議を通じ、経営強化計画の検証や、基本方針に係る指導・助言を適宜実施してまいります。

〔協議対象者〕 理事長（役員）

b. 定期ヒアリング

定期的または隨時、当会役員・専担部署や管轄営業部店によるヒアリングを行い、経営強化計画の推進体制、進捗状況及び経営状況に関するヒアリングを実施し、現状の把握、問題点の共有化を行ってまいります。

また、課題・問題点の改善状況については、以後のヒアリング等においてフォローアップを行います。

[ヒアリング対象者] 役員、部長

c. 所管部署別ヒアリング

定期ヒアリング時に経営強化計画の主要施策（改善効果・目標の大きい施策）を担う所管部署別にヒアリングを行い、よりきめ細かな施策の履行・実効性確保の検証強化を図るとともに、対象範囲が絞られたヒアリングの実施により、一層の深度ある検証・指導体制を強化してまいります。

[ヒアリング対象者] 営業推進部長、債権管理部長等

d. 監査機構監査のフォローアップヒアリング

監査機構監査の検証結果に係る対応状況について、ヒアリングを行い、継続的な状況把握と未解消課題に対する指導・助言の強化を行うことで、各種リスク抑制に努めてまいります。

[ヒアリング対象者] 役員、部長

③ 出向者協議会

当会からの出向者と専担部署または管轄営業部店が、適時に会合を開き、より深度ある現状把握・分析の実施と、施策の結果が抄々しくない場合の迅速かつ実情に応じた適切な対応を協議・指示するとともに、各種ヒアリングを通じて行った当会からの指導・助言内容の徹底が図られていることを確認することで、計画の実効性向上に努めてまいります。

(3) 経営改革協議会

経営強化計画に掲げる事項のみならず、山梨県民信用組合の経営改革に係る取り組みの全般に亘り、これを早期かつ円滑に実現させ、安定的な収益体質の確立をサポートするため、当会と山梨県民信用組合との間に構成・設置した協議会を通じ、これまで以上に密接な連携のもと、指導・関与を強化してまいります。

(4) 監査機構による検証・指導

当会は、山梨県民信用組合に対し、年一回、監査機構による監査を実施いたします。

当監査では、資産査定の確認や信用リスク、市場リスク等の各種リスク管理態勢並びに収益実態等の検証を通じて、組合の経営実態（ガバナンス機能）の詳細な把握を行うとともに、経営改善に向けたアドバイスを行つてまいります。

(5) 計画達成に必要な措置

当会は、山梨県民信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の達成に必要と判断される措置を実施いたします。

① 人的支援の実施

山梨県民信用組合の経営態勢強化を図るため、当会から役職員の派遣を必要に応じて継続してまいります。

② 事業再生支援へのサポート

a. 各関係団体との連携強化

中小規模事業者の事業再生及び地域経済の活性化に資するため、当会は各関係団体と連携し、山梨県民信用組合の事業再生支援の取り組みへのサポートを実施いたします。

b. 取引先の販路拡大へのサポート

山梨県民信用組合からの相談に応じ、他の信用組合の取組事例等の提供や、ビジネスマッチングイベントの開催等を検討するなど、お取引先の販路拡大に向けた取り組みを適切にサポートしてまいります。

c. しんくみりカバリの活用

信組業界の再生ファンドである「しんくみりカバリ」を活用し、山梨県民信用組合のお取引先の再生支援に向けての取り組みをサポートしてまいります。

d. 中小・小規模事業者向け資金の調達へのサポート

中小・小規模事業者の資金需要に応じることを目的とした、日本銀行の「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」

について、系統金融機関（信用組合業界）向け特則が具体化されたことを踏まえ、適宜、山梨県民信用組合に対する資金供給を円滑に行ってまいります。

③ 資金運用サポートの実施

山梨県民信用組合の資金運用をサポートするため、運用方針・計画策定のほか、個別銘柄の購入・売却等にあたり隨時相談に応じてまいります。

また、必要に応じてALMにかかるデータ整備や運営に関する指導・助言のほか、資金運用にかかるトレーニングの受入等を実施し、リスク管理態勢及び人材育成の強化をサポートしてまいります。

7. 当会が保有する信託受益権の額及びその内容

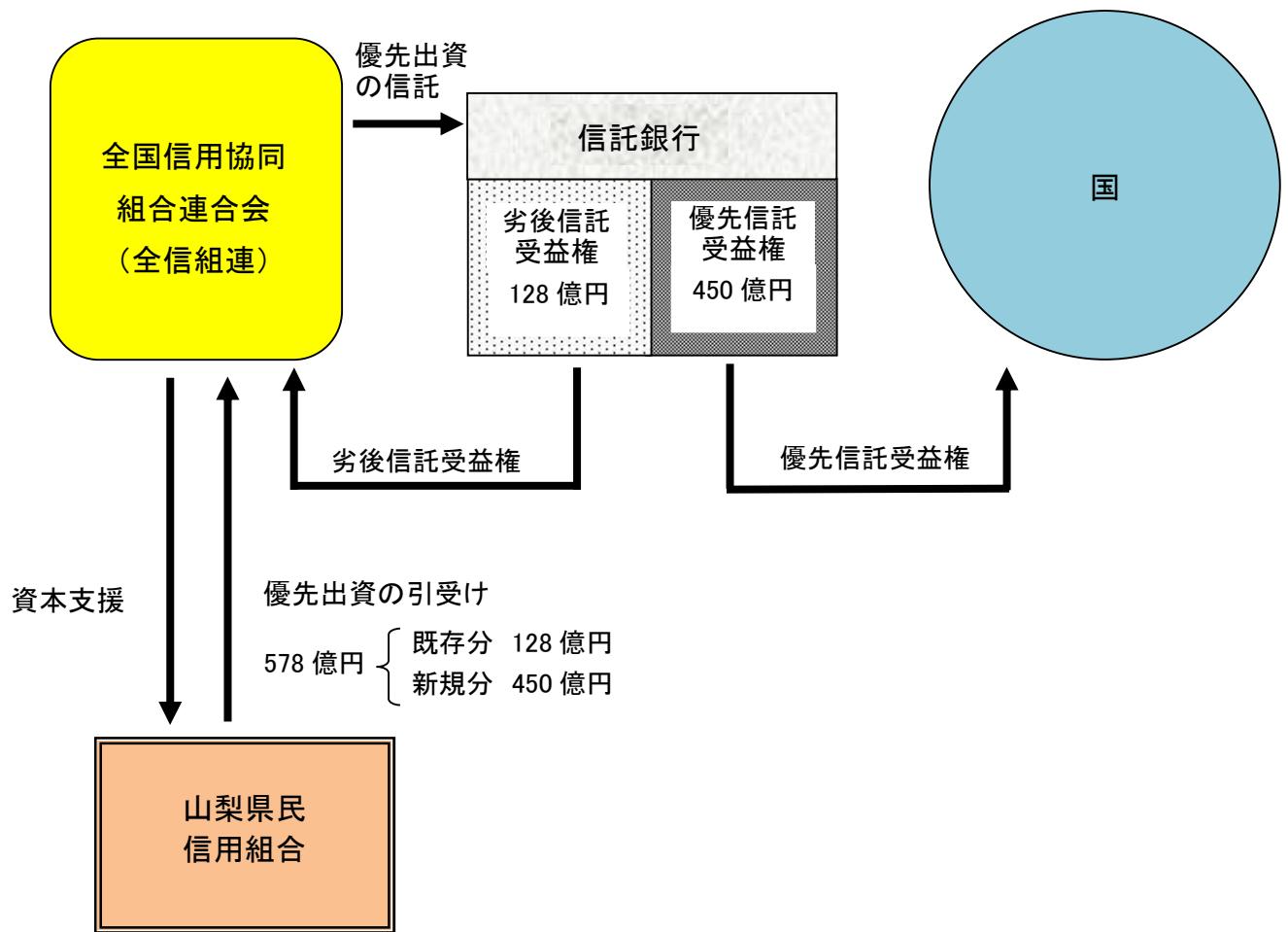
(1) 劣後信託受益権の額及び内容

項目	内 容
1 信託	山梨県民信用組合優先出資証券信託受益権
2 受益権形態	有価証券等の包括信託契約に基づく受益権
3 設定期信託財産	山梨県民信用組合優先出資証券A, B 128 億円 山梨県民信用組合優先出資証券C 450 億円
4 信託設定時元本	128 億円
5 劣後配当の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・実績配当（非累積） ・信託有価証券等により生ずる配当金、利息その他これに準ずる収益から以下を控除した額 <ul style="list-style-type: none"> ①優先受益権配当 ②信託借入金利息 ③優先受益権配当準備金積立金 ④信託借入金元本返済金
6 優先受益権配当準備金	信託財産等から優先受益権配当を支払った後の残余収益を準備金要求残高まで積み立てて
7 準備金要求残高	前年度準備金要求残高と当該年度の優先受益権配当予定額に5億円を加えた金額の大きい方 但し、信託契約設定時は5億円とする
8 信託設定日	2009年9月30日
9 受益権譲渡日	2009年9月30日
10 信託予定期間	25年（延長可能）
11 期限前弁済	信託有価証券が償還された際は、償還された証券の別に関わらず優先受益権が劣後受益権より先に元本弁済される
12 議決権行使	信託財産が保有する優先出資証券の総議決権数のうち、総受益権元本に対する残存劣後受益権元本の割合に応じた数とする
13 譲渡	不可
14 委託者	全国信用協同組合連合会
15 受託者	あおぞら銀行
16 受益者	全国信用協同組合連合会
17 信託報酬	委託者負担

(2) 算定根拠

山梨県民信用組合の財務基盤の強化を図り、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が可能となるよう128億円の信託受益権を保有するものです。

～金融機能強化法を活用したスキーム（信託方式）～



以 上